## 放射線測定器の貸出要領

出雲崎町総務課

## 1 目的

借用者が身近な放射線量を知ることにより、放射線量に対する安心・安全の情報提供、及び原子力防災に関する知識啓発に寄与すること。

### 2 対象者

出雲崎町に住所もしくは住居を有する個人、及び出雲崎町内に事業所を有する法人。

## 3 貸し出しする放射線測定器

貸出する放射線測定器は環境放射線モニタ (µSv/h単位)とします。

## 4 貸出の申請先

貸出を希望する者は、放射線測定器借用申請書(別紙1)を記入し、町総 務課に提出してください。

なお、申請に当たり、貸出する日程等を調整するため、事前に連絡願います。

## 5 貸出期間

放射線測定器の貸出期間は7日以内とします。

なお、貸出期間中であっても町が返却の要請をした場合は、速やかに返却 願います。

# 6 貸出及び返却方法

放射線測定器の貸出、返却は来庁願います。

なお、返却時は借用者立会にて動作確認させていただきます。

#### 7 破損又は紛失の場合

使用者の責により貸し出した測定器に破損又は紛失があった場合は、貸出申請者が 実費を負担し、修理又は購入することとします。

なお、破損・紛失等した場合は、速やかにその内容を町総務課に報告願います。

### 8 転貸

転貸しないでください。

## 9 測定値の報告

町の測定結果と比較して、著しく異常な数値を測定した場合は、速やかに 町総務課に報告願います。